

尾張旭市監査公表第11号

令和8年1月6日付け尾張旭市監査公表第1号をもって公表した定例監査結果報告について、令和8年2月5日付け7こ第289号で市長から措置を講じた旨の通知がありましたので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表します。

令和8年3月3日

尾張旭市監査委員 山田 義浩

尾張旭市監査委員 市原 誠二

こども子育て部こども課

監査の指摘事項	措置状況
<p>地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第231条により、市の歳入を収入するときは、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。しかしながら、行政財産目的外使用料について、調定を決議することなく、納入義務者に対して納入の通知の上、収入していた。</p> <p>適時適切に調定を決議されたい。</p>	<p>指摘を受け、令和7年度分については、速やかに調定を決議した。</p> <p>次年度以降は、調定決議と納入通知について同時に決裁を受けるよう事務を見直す。</p>
<p>児童扶養手当について、偽りその他不正の手段により手当の支給を受けた者があるときは、市長は、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができるものとされている（児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）第23条第1項。以下同項の規定により徴収する金額を「児童扶養手当返納金」という。）。</p> <p>同課は、児童扶養手当返納金を徴収すると決した者（以下「債務者」という。）に対しては、納入すべき金額を一括して調定し、納入の通知をしなければならない（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第154条第1項及び第2項）ところ、債務者4名に対して、そのようにすることなく、これまで、法的手続のないまま、月単位の一定額での分割納入を認めた上、毎年度当初に、当該</p>	<p>現在債権が発生している者について、改めて全額を調定決議する。</p> <p>また、今後は、債権が発生した時点で全額調定決議を行う。その上で、法令の要件に該当する場合には、適宜、履行延期の処分をし、分割で納入を認めることとする。</p> <p>調定したもののうち、当該年度の末日までに収入済みとならなかったものについては、会計規則の規定に則り未収入金として翌年度に繰越す。</p>

年度の分割納入の合計額を調定し、毎月、当該月分に係る納入の通知をし続けていた。

また、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖期日までに収入済みとならなかったもの（不納欠損として整理されたものを除く。）があるときは、未収入金として翌年度に繰り越し、当該年度の6月1日に調定しなければならない（尾張旭市会計規則（昭和58年尾張旭市規則第11号）第22条第1項及び第3項）ところ、これまで、前述の債務者4名に係る児童扶養手当返納金の毎年度末時点での未収入金について翌年度に繰り越すこともなく調定を取り消した上、翌年度に、改めて、現年度の歳入として調定していた。

さらに、これらの処理により、本市の歳入歳出決算事項別明細書（政令第166条第2項）には、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第16条の2で定める様式に準じて目別の収入未済額を記載していることからして、毎年度末における市の未収入金が、市の決算（法第233条）に反映されないこととなってしまう、その正確性が損なわれるものである。

適時適切に調定を決議されたい。

尾張旭市職員被服貸与規程（昭和46年尾張旭市訓令第1号。以下「被服貸与規程」という。）第1条の規定により、職務執行に必要な被服の貸与を受けるのは、尾張旭市職員定数条例（昭和32年旭町条例第1号）第1条に規定する職員（常時勤務する職員）である。しかしながら、同課は、児童館の会計年度任用職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定される職員をいう。以下同じ。）について、非常勤の職員であるにもかかわらず、被服を貸与していた。

これは、児童が、常勤・非常勤を問わず、児童館の職員を容易に認識できるよう、同課が、独自の解釈で、被服の貸与について、

子育て支援施設で働く職員が所属する他の課とも連携し、常時勤務する職員・会計年度任用職員を問わず、施設で働く職員に被服の貸与が必要かを、視認性・識別性・衛生面などの面から多角的に検討する。

また、人事課と協議し、会計年度任用職員への被服貸与を可能とするよう、被服貸与規程の改正を検討する旨の回答を得た。

検討後の措置については、措置次第、改めて報告する。

<p>被服貸与規程を会計年度任用職員にも準用しているものとのことであった。</p> <p>この点、被服貸与規程に会計年度任用職員への被服貸与が認められるとうかがわせる文言があるとはいえないが、同課が会計年度任用職員に被服を貸与している理由には、市民サービスに資する相応の合理性があると考えられる。よって、同課においては、今一度、会計年度任用職員への被服貸与その他の解決策について検討し、貸与が必要なのであれば、それが明らかに可能なものとなるよう、制度所管課である人事課と協議の上、対処されたい。</p>	
<p>尾張旭市学童クラブ合同おでかけ会バス借上において、契約の相手方から提出された請書に代表者印が押印されていなかった。</p> <p>契約事務を適切に実施されたい。</p>	<p>請書の提出を受ける場合は、綴に保存する前に担当者と係長相当職員の2名で内容を確認する。</p>
<p>こども課における令和6年10月から令和7年9月までの間の郵便切手等金券類の受入れ及び使用状況について確認したところ、使用枚数に比して残数が著しく多く、同期間以前に受け入れたものがあまり使用されないまま、繰り越されていたことがうかがえた。</p> <p>会計年度独立の原則の観点や経済性の観点から、郵便切手等金券類は、購入の都度在庫数を確認の上、必要枚数を計画的に購入し、翌年度への繰越しは、必要最小限とすべきである。</p> <p>金券類等取扱事務を適切に実施されたい。</p>	<p>当面は切手の購入を控え、保有するもので対応する。</p> <p>また、購入する際は、必要な枚数を計画し、翌年度への繰越しを必要最小限とする。</p>